

第2回世田谷区子ども・子育て会議議事録

▽日 時

平成28年7月22日（金）9：30～

▽場 所

世田谷区役所第2庁舎4階 区議会大会議室

▽出席委員

森田会長、加藤副会長、池本委員、猪熊委員、相馬委員、普光院委員
飯田委員、松田委員、正岡委員、石井委員、上田委員、廣田委員、橋谷委員、松谷委員
得原委員、中村委員

▽欠席委員

天野委員、上保委員、

▽事務局

中村子ども・若者部長、香山子ども育成推進課長、有馬児童課長、田中保育課長、
上村保育認定・調整課長、菅井保育計画・整備支援担当課長、松本子ども家庭課長、
小野若者支援担当課長、大澤幼児教育・保育推進担当課長

▽資 料

（議事1）資料1、資料1-1・1-2・1-3

（議事2）資料2-1・2-2（参考資料1，2含む）・2-3・2-4

（議事3）資料3、資料3-1

（議事4）資料4、別紙、別紙2

▽議事

事務局 皆さん、おはようございます。お待たせいたしました。定刻になりましたので、今期第2回子ども・子育て会議を開催いたします。本日はお忙しい中、また、雨でお足元の悪いところ、ご参加いただきましてありがとうございます。

議事に入ります前に、進行を務めさせていただきます子ども育成推進課長の香山でございます。よろしくお願いいたします。

本日の会議は、所用のため天野委員、上保委員は欠席というご連絡をいただいております。

開会に当たりまして、子ども・若者部長、中村よりご挨拶させていただきます。

事務局 皆さん、おはようございます。本日もお忙しいところ、お時間いただきましてありがとうございます。

さて、7月19日に正式に東京都から都内の待機児数が発表されました。5月頃から報道では出ていましたけれども、この度、東京都がまとめて正式に発表したということです。

ご案内のとおり、世田谷区は1198名という待機児童数で、世田谷区だけ1桁違っていて、2位が江戸川区の397名という状況です。区としては29年度に向けては2200名という、これまでにない定員拡充を目指して頑張っていくところですが、今見直しをしています子ども・子育て支援事業計画でも、30・31年度には、さらなる定員拡充をしていかなければならなくなりそうで、気が遠くなるような思いもあります。量と質の両方を確保するということを前提として、教育・保育事業と子ども・子育て支援事業を総合的に進めていくということで、全ての子育て家庭に必要な支援を行き渡らせていく努力を、ずっと着実に続けていきたいと思っております。

本日は、この支援事業計画を含めまして、次第にあります4件を議事としています。本日もよろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。

それでは、議事に入ります前に、お手元に配付させていただいている資料の確認をさせていただきます。

〔 資料確認 〕

それでは、今後の議事につきましては森田会長にお願いしたいと思います。

会長 おはようございます。いよいよ夏休みなのですが、大学はまだ全然入っておりません、今週あたりが多分ども最後の週で、そして試験があり、補講がありで、今一番忙しい時期ですが、皆さんお集まりいただきまし

てありがとうございます。きょう、雨にもかかわらず朝から子どもたちの元気な声がするなと思って、あっ、そうか、世の中は夏休みに入っているのだと思いました。

部会のそれぞれの議論も進んできておりまして、この世田谷区の子ども・子育て会議らしい丁寧な議論を積み重ねているところです。一定の見解を部会委員として出しながら、この本会議でそれをまとめ上げていく方式をとっておりますけれども、どうぞご協力のほどお願いしたいと思います。

それでは、議事に入らせていただきます。

議事1、家庭的保育事業等の認可等について、事務局よりご説明をお願いいたします。

(1) 家庭的保育事業等の認可等について

事務局 それでは、資料1につきましてご説明いたします。件名は「家庭的保育事業等の認可等について」で、報告の案件でございます。

ここ半年ぐらい保育をめぐるしましては、人材不足ということや、待機児童が解消できないということがありまして、規制緩和のようなことが1つの大きな課題になっています。約3年前に成立した、子ども・子育て支援新制度のベースになっています、三法と言われている法律をもう一度読み返してみますと、保育所につきましても、新設された地域型保育事業につきましても、いわゆる児童福祉法の施設、あるいは事業として位置づけされておりまして、そのところが変わっていないということを改めて認識する必要があると感じております。もう少し別な言い方をしますと、もし通常のサービスを提供するだけの施設や事業ということであれば、児童福祉法から外して子ども・子育て支援法みたいな法律だけで法制することも制度としては可能だったと思うんですけれども、やはり国民全体の意識を代表する国会や法律で引き続き保育所や地域型保育事業については児童福祉法にしっかりと位置づけられておるわけですので、やはり規制緩和のようなことを考える場合に当たっても、その児童福祉の精神だとか、子どもの権利条約等も踏まえながら、やはり議論は考えていく必要があると改めて感じたところであります。

本件につきましては、前回ご報告させていただいて、その後、議会等にもご報告してご意見を頂戴した上で、今回、規則の一部改正と、もう1つは、具体的な認可の案件ということで、2件の報告が含まれております。

(1)にございますように、主旨は前回ご説明したとおりでございます。(2)の一部改正の内容で、一般的に言えば規制緩和のようなことを対応して認めていきたいという内容でございますけれども、まず、アに記載のとおり、対象は小規模のA型と保育所型の事業所内保育所に限定されております。

①は、当分の間ということで、保育士の確保等が困難な状況にある間ということなのですが、保育士が1人となる時間帯について、もう1人配置する必要がある場合には、区長が認める者を保育士のかわりに配置することができるということです。具体的には、お子さんの数が2名の範囲内にある場合は、保育者を2名配置する場合に、1人は保育士、もう1人は区長が認める者でよいということです。それから、開所している時間帯を通じまして常に保育者が2人を下回ってはならないということを規則に明記するということでございます。これは、今までは行政指導等で扱ってきたものを規則に明記して、各事業者にお願いをしていくということでございます。

それから、②が保育士の配置の特例でして、これも当分の間ということですが、保育所型事業所内保育事業所に限り、開所時間が8時間を超える場合に保育士の配置基準数を超えて確保する必要がある保育士の数に限っては、区長が特に認める者を配置してもよいという基準になります。

裏面をごらんいただければと思いますが、あとは建築基準法の改正に伴うものや、ウ、その他ということで、保健師等を保育士のかわりに配置することも規則に明記していくということでございます。この辺の内容については、ほぼ前回と変わらない内容になっていますが、今回は新たに資料1－2をつけております。これを今回、規則に基づきまして新たに区長が定めておまして、1としては、保育士とみなす者の確認を事業者がやらなくてはいけない。それから、2が、先ほどの区長が認める者ということになってきますが、その要件としては、(1)から(4)の4つがありまして、事業者がこの全てを満たすものと、充足していることを確認するという形に区として定めさせていただいております。

資料1の裏面に戻りまして、(5)今後の予定としましては、今月末にも公布させていただいて、8月から施行していきたい。適用される小規模Aは現在4つ、それから、保育所型の事業所内保育所は現在1つありますので、その5つの事業者にはまずは個別に周知していきたいと考えております。

それから、2になります。これも以前、「確認」にあたって利用定員をご報告して承認をいただいたところですが、今後、区として「認可」の手続きを行いますので、ご報告をいたします。資料の最後のページに資料1－3がありますので、こちらをごらんいただければと思います。

事業者は特定非営利活動法人砧の会で、砧6丁目にございまして、ことしの9月1日、高木保育園の開設を予定しております。小規模保育事業A型ということです。高木保育園は、東京都で保育室制度が始まりました昭和47年から存在する、最も歴史のある保育室なのですけれども、その保育室から小規模のA型に移っていくことになりまして、開園時間は11時間で、建物につきましては

マンションの1階を活用する形になってございまして、定員は0歳児6人、1歳児6人、2歳児7人の19人です。

以上で報告を終わります。

会長

このことに対して、これはご報告ですので、何かご質問があればということで承りたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

保育というのは結局2人以上の人手がないと子どもを預かれないため、家庭的保育事業等については、保育士の人数も小規模で限られてくるので、長時間の保育をするときにどこかで人手を確保しないといけなくなります。過去に、保育士が病気になったりして人手不足のときに、保育事故が起きてしまったことがあったため、やはり保育者が2人いなければいけないというルールをつくっています。小規模になればなるほどローテーションを組むのが非常に難しいということの中で、多分起きている問題だと思うわけですが、これを保育の質を最大限留保しながら、それでも保育が可能になるような形を考えるとということのご提案だと思います。

では、これで承認をさせていただこうと思います。ありがとうございました。

それでは、2番目の議事、子ども・子育て支援事業計画見直し検討部会の検討内容についての報告に入らせていただきたいと思います。

初めに、部会長をお願いしております加藤副会長から、この部会の議論について簡単にご紹介をいただいた上で、皆さんの議論を頂戴したいと思います。よろしくお願いします。

(2) 子ども・子育て支援事業計画見直し検討部会の検討内容について

副会長

それでは、後で事務局からの説明もございしますが、7月8日に子ども・子育て支援事業計画見直し検討部会が開かれましたので、その要点についてご報告いたします。

当日は部会員の皆様から数多くご意見を出していただきまして、ありがとうございました。

まず、少し供給計画を考えていく上での前提となる考え方といいますか、根拠について2点ほどご報告いたします。

まず、供給計画の前提となるニーズ推計をどう導き出していくのが大変重要になってくるわけですが、事務局からは、新しい人口推計に基づきます量の見込み、さらには、かなり丁寧に地域ごとの実態を踏まえた見込みを出していただきまして、それを根拠にして確保の内容についての案をご提案いただきました。

これは、また後の議論になっていくかもしれませんが、やはりゼロ歳児の部

分でかなり需給ギャップがマイナスになっています。その一方で、1—2歳児と3—5歳児に関しては28年度以降プラスに転じていく見込みとなっております。ですから、保育を必要とする人にしっかりと供給をし、一方で、あまりにも供給がふえ過ぎないようにしていくといった、そのバランスを考えていくということが1つ目として重要な部分になってくるかと思います。

あと、もう1つは、これは従来から確認されていることですが、やはり1歳児から、なかなか入園しづらいという危惧が影響して、ゼロ歳児の利用希望であるとか、先ほどの待機児の増加を導き出している面があるかと思うので、1歳児で確実に入れるという状況をつくり出せれば、これは部会員のご意見としてもありましたが、育児休業取得の推奨とあわせて実施していくことを通して課題を乗り越えていくという方向、これは地道に進めていこうというご意見がありました。

待機児童の増加や、人口推計から導き出されてきた結果を考慮して、これから相当供給をふやしていかなければいけないという課題に、今、どう対応していくのかという部分に関して、さまざまなご意見を出していただきました。資料にまとめられているわけですが、例えば小規模保育ですとか、それをふやしていく可能性、また、その一方で、小規模保育事業がなかなか計画どおり進んでいかない理由としても、物件の問題や連携施設の問題、運営費用が大変難しいといった背景もあるといったことも明らかになってきました。

また、部会員の方から、大規模マンション建設時の、より積極的な対応が必要ではないかといったご意見が出されました。他にも、保育園建設に対する住民の反対でストップしているところが幾つかあるわけで、住民の理解を得るための、より積極的な、効果的な広報の仕方を工夫していくべきではないかといったご意見も出てきました。

また、ゼロ歳児用のベビールームの設置を促していくことや、3歳から5歳の供給過剰を見据えた対応をしていくこと等、そういった課題も意見として出されました。

また、保育量をふやしていくということになりますと、車の両輪として、保育士を確保していくことが問われてくるわけですが、そのあたりの保育士確保の工夫といった部分なども出されていました。

また、この部会では保育・教育施設だけではなくて、13事業を着実に進めていく方法についても課題となっております。例えばひろば事業では、事務局から地域によって整備状況に偏りが確認されるといったことが説明されました。また、人口規模の多い世田谷区ですので、利用を希望しているにもかかわらず、そこにつながっていけないような人が出ないように、量的、質的に整備していく必要性が議論されました。

要点として以上になります。

会長 次に、事務局から配布資料について説明していただいた後、ご意見を皆さんと交わしたいと思います。

事務局 それでは、事務局より説明させていただきます。

ただいま加藤部会長からご報告いただいたとおりでございますが、先日の子ども・子育て支援事業計画の検討部会において、前回子ども・子育て会議に提示した需要量見込みに対する確保内容についてご議論いただいたところでございます。

初めに、事務局より、部会で提案した確保内容の案を簡単に説明させていただき、その後に部会長からの報告があった議論の内容を含めて、皆様からご意見をいただきたいと思います。

資料２－２をごらんください。まず、教育・保育事業についての確保の内容について示しております。左上の(1)につきましては幼稚園等についての表でございます。カッコ内には現行計画の数字を記載しております。推計人口の増加の影響を受けて量の見込みは増加したものの、ピーク年度である31年度における量の見込みは、3行目、12,810人に対して、現行の確保の内容は、下から2行目、13,446人と供給が上回っておりますので、現行の確保の内容のままとさせていただきます。

次に、(2)保育所等についての部分でございます。同じく各欄の括弧内は現行の計画の数値を記載しております。②「確保の内容」の数値ですが、一番左の平成27年度の列につきましては28年の4月1日時点の実績を記載しております。また、28年度の列につきましては29年度4月1日時点の実績を記載しております。29年度以降の列につきましては、見直しを行った後の確保の内容の案となっております。

続きまして、下から2番目の行ですが、「確保総計」には、2つ上の全ての年齢の合計を記載しております。

一番下の行の前年度比につきましては、前年度からの確保総計の増加量を記載しております。一番右の平成31年度までに21,584人の定員を確保する計画になっております。

数値の算出方法の詳細につきましては、保育計画・整備支援担当課長からご説明させていただきます。

事務局 それでは、私から今お話しさせていただいたところの需要量の見込み、そして確保量、確保策について、参考資料１、２でご説明させていただきたいと思います。

参考資料１でございます。保育利用想定部分についてご説明させていただきます。

1の需要量見込みの見直しについて、前回お話させていただきましたけれども、振り返りも含めましてご説明させていただきます。

需要量の算出に当たりましては、平成25年に行ったニーズ調査を基に、国の手引きに準拠し算出しております。これに、増加の傾向にある新たな人口推計を適用するとともに、今回、中段ほどに「参考」と書いてあるところの、28年の3月から4月における認可保育所の3歳以降の進級率を実情に合わせて適用させていただいて、より実態に近い需要量の見直しを行ったということでございます。

現行と見直し後ということで表を掲載させていただいております。2段目の、現行だと18,729というところが、見直し後では20,161ということで、プラス1,432ということで、需要量を上方修正させていただいています。下のグラフにも、破線が現行の数値、そして、実線が見直し後の数値ということで表しております。31年度（32年4月）に20,161という需要数になるということでございます。

この需要数に対しまして、どういったことで確保していくのかを2の確保の内容の見直しに記載しております。

この需要量見込み、28年4月時点の保育施設の実際の利用者数、入園申し込み者数、待機児童の状況を踏まえまして、人口、ニーズの伸びは引き続き起こっていきますので、まずは3歳以降の受け皿をしっかりと意識しつつ、現時点で3、4、5歳の待機児童がほぼ解消されている状況を踏まえまして、ゼロから2歳までの待機児童解消効果の高い施設整備に重点を置いて確保していく計画が必要ではないかと考えております。

また、平成29年度以降、3歳から5歳の供給過剰に転じることから、認可外保育施設、認証において3歳から5歳の定員枠をゼロから2歳に振りかえることを想定しています。裏面の「見直し後計画の確保内容」をご覧ください。

表が細かくなりますが、「全地域」の中に「認可外保育施設」という欄がございます。これをずっと右に行っていただくと、平成28年度、平成29年4月時点のものをごらんになっていただくと、3歳から5歳の保育のところが183という数字があらうかと思います。その2つ下の欄には需給ギャップ148とあり、供給が過剰になっている状況を示しています。ここで民間の市場原理というか、認証の事業者さんもここが過剰で余っているのであれば、供給が足りていないゼロ、1、2歳のところに振りかえをしていくようなことが起きます。以前は、27年度の欄と同様に366をずっと計上していたのですが、実際にはそういった事業者さんの工夫がここに入るだろうということで、3歳から5歳の保育枠のところを、ここを28年度に半分の183、29年度、30年度、31年度はゼロとし、1、2歳の定員に振りかえる調整をさせていただいているということで

ございます。

表面にお戻りいただきまして、これが2、確保の内容の見直しの中段、また以降のお話でございます。

見直し後の確保の内容をもっても、現行計画と同様に、最終的にはゼロ歳の保育需要を解消するには至ってございません。31年度についてもゼロ歳でマイナス810ということで、まだまだ需要を満たすまでに行っていないということが計画理論上は出てくるものでございます。

しかしながら、先ほど部会長からお話がありましたが、現在の待機児童の多い状況を踏まえた入園申し込みをゼロ歳から前倒しにしている状況があるのではないかと考えてございます。したがって、1歳から2歳のところが、大きく需要量見込みを上回る確保数の内容になっており、1、2歳から育児休業明けで預けられる環境が整ってくれば、前倒して申し込む方が減少して、ゼロ歳のところも最終的にマイナス810ということではなくて、待機児童についてはかなり減っていくのではないかと見込んでございます。

裏面に進みまして、そういった確保内容をお示しさせていただいたのが、この表になります。今お話しさせていただいたのが、31年度の欄の需給ギャップという欄になります。ゼロ歳がマイナス810名ということで、この時点でも需要を満たすことができおりませんが、今のように1、2歳のところで手厚く整備していきますので、申込者がゼロ歳から1、2歳へシフトしていくのではないかとというお話でございます。

それと、整備量ということで、下の太文字で書いている欄がございしますが、29年度は整備量がおよそ1500、そして、30、31年度は1000ずつで示させていただいております。ここの考え方ですけれども、29年度につきましては、もう既に公表している整備計画が500ほどございます。それに対しまして、確保しなければいけない量を29～31年度の3年間で均等に1000ずつ上乗せしていったものでございます。したがって、29年度既に500整備する計画がありまして、前倒しで早く待機児童を解消していかなくてはいけないということもございしますので、29年度は1500、そして、30、31年度は均等に割った1000ずつという確保量を設定させていただいております。

また、確保内容につきましても、29年度をごらんになっていただくと、認可保育所が1365ということですが、低年齢児を対象とした分園なり小規模を重点的にやっていくということで、例年よりも低年齢児を対象とした分園、そして地域型事業、これは小規模を主に想定しておりますが、この割合を高くしております。そして、また、認可外保育施設、これは認証ですが、認証の新設にも取り組んでいくというように、確保策を低年齢児を対象とした保育施設に重点を置いて設定させていただいているということになります。

下の表ですが、こちらは確保量が31年度、32年の4月までに、21,584ということで、従前の計画、19,911からすると、確保総数がプラスの1673、上方修正しているということでございます。

説明につきましては以上でございます。

会長

おわかりいただきましたでしょうか。東京で1番というのは日本でも1番ということで、そんな1番には絶対なりたくない待機児数ですけれども、待機児の数は、ある意味で言えば世田谷区の保育制度の拡充に対する希望のあらわれでもあります。そして、こんなに保育の待機児が多いにもかかわらず、世田谷区に引っ越してきてくださる方たちがこれほど多いということを配慮しながら量と質の確保、具体的には子どもたちの環境整備に着手していかなければいけないと思います。

それでは引き続き、資料2－3以降の説明をお願いします。

事務局

それでは、子ども・子育て支援事業についてのご説明をさせていただきます。

資料2－3をごらんください。

前回の子ども・子育て会議で提示した見直し後の需要見込みに対しての確保の内容についてお示ししているところですが、前回の表と若干変わりましたので、表の見方についてご説明させていただきます。

表の見方は、先ほどの教育・保育事業と同様に、各欄の括弧の中には現行の計画の数値を記載しております。また、「確保の内容」欄について、平成27年度の列は27年度末の実績を入れております。28年度の列については28年度末の実績見込みを入れております。29年度以降の欄につきましては見直しを行った後の確保内容の案を記載しているところです。また、一番右の欄には計画期間最終年度である31年度をもって現行計画から増加をした量を記載しております。これが新しくつくった欄になっております。

例えば、1の利用者支援事業で例示してお示しますと、31年度の現行計画がもともとは、括弧の中、11になっておりましたが、見直し後、16ということになりますので、5ヶ所ふえるということです。それを一番右の欄に示している。そういうような形で読み取っていただければと思います。

それでは、続いて、幾つかの事業をピックアップして補足説明させていただきます。

まず、1の利用者支援事業につきましては、7月から始めた世田谷版ネウボウで、各地域に1カ所新設した母子保健型を含めて確保の内容を変更させていただいております。

次は、2ページをごらんください。2ページの中ほど、7、ひろば事業につきましては、利用実態等を勘案して、前回の子ども・子育て会議でお示したもののから、需要量見込みを一部修正させていただいております。31年度で57

カ所としていたものを、61カ所と修正いたしました。確保の内容につきましては、前年度比の行にあるように、各年4から5ヶ所の確保を進めていますが、31年までに61カ所の確保を目指しております。

その下の8、一時預かり事業の幼稚園については、31年度は延べ385,425人の需要を見込みまして、31年度までにそれを満たす確保の内容となっております。具体的には、区立幼稚園全園で預かりの実施を目指すとともに、昨年度創設しました一時預かりの幼稚園型や区の独自事業を活用して、私立幼稚園のご協力をいただきたいと考えております。

次に、3ページをごらんください。一番上の8の一時預かりの幼稚園以外についてでございます。確保の内容の一時預かりの行には、ほっとステイや保育所等の一時保育の確保内容を記載しているところでございます。2段目になりますが、平成31年までに延べ199,100人を確保してまいります。

2つ下には、ファミリー・サポート・センター事業の未就学児の確保内容を記載しておりますが、事業開始後9カ月の実績が延べ17,032人であることから勘案しまして、右のほうに進んでいただいて、平成31年で延べ27,094人の確保を目指しております。先ほどの1つ上の199,100人と、ファミリー・サポート・センター事業の27,094人を合計しまして、226,194人を確保の総計としております。

1つ飛ばしまして、10のファミリー・サポート・センター事業の就学児部分についてご説明いたします。

こちらでも2段目の確保内容の27年度をごらんいただきますと、9カ月の実績で延べ2725人とどまっておりますので、現行の確保の内容はそのままにさせていただいております。量の見込みと確保の内容は乖離が大きいのですが、この間の利用申し込み状況などから実態とニーズに乖離があるものと捉え、31年度には4707の確保の内容とさせていただいています。

簡単ですが、子ども・子育て支援事業についての説明を終わります。

会長 それでは、部会にかかわってくださった方々の補足ですとか、この部会委員以外の方々のご質問等について頂戴したいと思います。

いかがでしょうか。

委員 需要についての考え方をもう一度質問させていただきたいと思います。

国のニーズ調査の需要という考え方と、世田谷で需要をどういうふうにかえていくのかということがあると思います。また、実際の区民の方々のアクションとしては、ことしだと0歳児での申し込みが2000弱という、入園申込み申請という目に見える需要だけではなく、潜在的な需要というものもあると思います。また、社会施策の教科書的な考えになりますけれども、需要とはまた違った意味での必要性。例えば、措置入所のような方々の必要性という部分がある

と思いますが、ゼロ歳に絞ってご質問をさせていただきたいと思います。

現行3000弱の需要を見直した後が3300ぐらいというところで、この需要というのは国のニーズ調査の需要ということですか。

事務局

ご質問ありがとうございます。

国のニーズ調査を使って、算出したものから適切な補正をするということで、2年前、現行計画を策定したときに区の需要の算出の仕方について合意を得てやらせていただきました。今回は人口推計が変わったので、基本的にはそれを置きかえて3,286と算出しました。これは、細かい世田谷区の実情等を反映したものではなく、国の手引きに準拠したものになります。

確保の内容の決定にあたっては、現状預かっているゼロ歳児の人数や、ゼロ歳で申し込みをされた方の人数等を把握して、人口の伸びを考慮するとこの程度枠が必要になるだろうということを勘案しながら、実態を反映した目標事業量として設定しています。

それによって2476という、31年度の確保の内容を出しておりますけれども、これがおおむね現状の申し込み状況等を勘案すると、待機児童の解消に向け必要となるだろう数字ということなのです。ただ、これを需要量見込みにしているかという点、少し難しいところで、現状、ですから、実際に申し込んだ人という顕在化しているニーズ1,503から推測する2,476に比べられる数ということになります。

一方、国の需要量見込みの出し方は、働ければ働きたい、働く暇には保育所を利用したいといった潜在的ニーズをかなり含んでおります。この考え方を全く無視はできないので、潜在的ニーズも含めて3,286と算出しています。だから、3286は、潜在的ニーズも含む国の算出方法におおむね基づいていると思ってください。

委員

前回の説明がうまくまだ理解できていなくて済みませんでした。

では、国の需要量見込みと、実際の世田谷の実情等々を踏まえた確保という2段階の考え方があるということですね。その必要性という面での考え方についてはどうに捉えればよいのですか。

事務局

支援事業計画は、需要量に対して確保をするという数に関する計画です。つまり、希望する働き方と保育を利用したいというニーズに応えるものであるため、措置に近い利用にかかる需要が全て反映されているものではありません。

委員

必要性の捉え方の網を広げると、この需給ギャップがもっと広がってくる可能性があるわけですね。

会長

恐らくこのことは、議事3の入所基準のところでも議論になりますけれども、きょう最初のところでお話がありましたとおり、結局、保育所は児童福祉施設であるということなので、保育所がワーク・ライフ・バランスのための子

どもの預かり施設であるという役割と、児童福祉施設であるというところの役割を、どのような形でバランスをとっていくのかということが、ここでは非常に大きな課題になってくる。

これが結局必要性というところに対する考え方なので、ご本人や子ども自身としては保育の利用を希望していないけれども、入れたほうがよいと周りが判断するケースも当然出てきます。社会的施設としての保育所の役割は非常に大きいわけですから、そういったものをどういうふうに入れ込んでいくのかというのは、もう少し構造的な問題として議論しなければいけないだろうということと思っています。

また、今の段階で言えば、この状況がどういうふうに変化していくのかわからないので、そこは注視しながら子ども・子育て会議の中で、量的な確保を考えていくことになるだろうと思うわけです。

ほかにいかがでしょうか。

委員

現在世田谷区が非常に大変な待機児の問題を抱えて、急務の段階にあるということを理解しながらも、量と質をとにかく確保していくんだという基本的なスタンスに立っているということ。そこを踏まえてちょっと意見を述べさせていただきますと思っています。

施設整備の中で量の確保の問題というところで推計が出ていて、3歳から5歳は定員に余裕が生じるけれども、ゼロ歳から2歳の乳児が足りない現状があるので、認可外保育施設についてはそちらにシフトしていくようなことも、また計画で考えているというお考えを伺いました。数の上で、数合わせで行けば確かにそういうことは可能だと思いますが、現場にいる、保育を実際に行っている者としては、乳児、ゼロ歳から2歳の専門性と3歳から5歳の専門性、これは、もちろん連続はしているのでございますけれども、全く違うものを求められている。そして、また、それは何かというと、単に内容だけではなくて、物的な環境においてももちろん違ってまいります。物的な環境においても人的な環境においても、これは非常に違いますので、果たして3－5歳の枠を0－2歳にシフトすることができるものなのか。それに対するサポートの体制をどういうふうに組んでいくのか。この部分は絶対に落としてはいけないものなのではないのかと思います。

それはもう十分ご承知のことだと思って私はお話していますが、なぜあえてここで言わせていただくかというと、ここ数年の中で私が感じるところなのですが、世田谷区の行政の側も本当に手一杯なのではないだろうかと思います。私たちが行政に質問をしたときの受け答えとか、そういうものに関して非常に過去との変化を感じているところで、これは園長たちがよく話題にしているところでもあります。

何かというと、本当にかつては、行政は私たちの味方だ、私たちをサポートしてくれるという感覚を持っている園長が非常に多くいました。ところが、最近、園長たちが言う感覚は、行政は私たちを守ってはくれないのではないだろうかと疑問を持ち出している。つまり、決まりで来るわけですね。こういうふうに決まっているからやってください、こういう決まりを守っていませんというような形です。そう言われるたびに、決まりはどこで決まったのですか、そんなに決まりが変わったのですか、いつ変わったのですかと思わされます。また、このようなことでやってくださいと来たものの差し加えが多くて、園長たちはそれに振り回されている。園長たちも事務処理に追われて、保育の時間を確保できないのが現状です。

4月、5月、6月なんて、もうほとんど書類に振り回されています。しかも、書類作成にせっきく時間を割いたのに、変更になりましたということで、またやり直しになることもあります。去年から制度が変わったので、多分行政も同じことをやっておられると思います。去年はしょうがないと思って私たちは我慢していましたが、その状態が続き、さらにエスカレートしているというのが現状です。このままで行ってしまったら、本当に量や質の問題ではなくて、世田谷のこれからの保育、それを担っている大きな部分を占めている保育園の者たちというのは本当に疲弊していくのではないかなということを感じております。

これは、保育・教育を担っているところが全体の問題として考えていく必要があるところなのではないかと思います。

会長

ありがとうございます。

恐らく今おっしゃったようなことは、実は今東京の多くの自治体で起こっています。新しく保育施設をつくろうとしても、応募事業者自体がもういない。もちろんその前に保育士が不足している状況は出てきていたわけですね。

これだけ急激に待機児対応で保育施設をつくっていかうとすれば、当然こういうことが起きてくるわけです。そのことに対してどのような形で、事業者の育成支援を行政としてやりながら、どのような形で全体としての世田谷区の中での保育の量と質を担保していくのかということではないかと思っていますところ。

世田谷の場合には、日本一待機児が多いわけですから、恐らくつくる数もふえてくるわけなので、保育士の確保や事業者の確保は、場所の確保も含めて非常に重要ですし、その後保育自体を継続し展開させるためには、さらにその努力が必要になってくると思います。そのことを今言われたのだらうと思っています。

このことについては今後、量的な確保と質的な確保を、この事業量の確保の

ところで十分に配慮していくことをお願いしたいと思います。ここの議論の中でもそのことを大事にしていきたいと思っております。

委員

先ほど、新制度が始まってから変化が多いとのことのお話がありましたが、制度の話だけでなく、時代が今ものすごく激動になっていて、ご家庭もそうですし、社会もそうですし、何か変化の中に子どもが巻き込まれているな、というのは地域でも強く感じているので、ここは踏ん張るしかないなと思っています。ただ、認可園と行政にだけ押しつけるわけにいかないと、地域で子育て支援をする者としては強く感じています。

先ほどのお話もそうですが、虐待の状況等を教えてほしいと前回の会議でお願いしたのはそういう部分で、昔は措置というものがあったと思いますが、虐待件数として数字が出ている方だけではなく、養育不安等で必要があっても支援からこぼれている人たちがたくさんいるというところで、地域でも13事業が全然足りていないと感じています。

なので、地域だけではやり切れない部分は保育所でバックアップしてもらいながら子育てしたらどうですかとアドバイスしたくなるような方が相当いらっしゃると思い、要保護児童対策地域協議会等、さまざまなところでお願いしているけれども、それだけでは入れないのが実態だと感じています。

あと、出産のときや、緊急のときは2週間程度預けられる緊急保育が保育所にはありますが、その部分が全く足りていないと感じています。保育所は、社会的なところで求められている部分もありますので、申込者数と定員数がぴったりと合えばいいのかというと、それだけでは足りません。やはり家庭や地域の中での暮らしを支えるというところで、すごく連動していると感じているので、そういう余裕を持っていただくためにも、定員に少しその余裕が反映されているという安心感が欲しいなと感じています。

その数の不足分のしわ寄せが思い切り地域に来て、一時預かりだけでは全然対応できず、地域コーディネーターとして、保育施設ではないお稽古場のようなどころでも、奥の手として紹介をせざるを得ない状況です。やはり、希望する人が全員保育所に入れればいいということではなくて、しっかりと地域の中で全ての家庭を見守る余裕が生まれるくらいの保育定員が確保されるというのを願っています。

委員

基本的なところの確認ですが、先ほどの参考資料1の、このゼロ歳児41%という数字は、ゼロ歳児の41%の利用を想定しているという数字なのか、このカッコ内のパーセントの数字の確認と、もう一点は、人口推計は国で出しているのか、世田谷区で行ったのかということをお伺いしたいです。

それから、あとは学童関係のことで、資料2-3の修正素案のところの学童クラブについて、需給ギャップは低学年のみで算出されておりますけれども、

これは高学年もギャップがあるということで、数字は載せるべきではないのかと思ったことと、あともう1つ、ファミリー・サポート・センターの就学児の需給ギャップがどんどんふえていくということについては、どういうふうに考えたらいいかということです。

事務局

4点ご質問をいただいたかと思います。

1点目の参考資料1のゼロ歳児のニーズ、41.87%とか42.05%、これはゼロ歳児を持っているお母さん、保護者さんにアンケートした結果、ゼロ歳から保育園を使いたいと丸をした人の率になります。25年に実施したニーズ調査の結果に新たな人口推計を反映しただけですので、基本的には変わらないはずなのですが、誤差等の関係で少し変わってきてしまっています。2つの割合がおおむね一緒なのはそういうことです。

もう1つ、人口推計については、基本的に国立社会保障・人口問題研究所が出しているやり方に基づいてはいます。基づいて算出しても、毎回外れているということで、世田谷区でもなぜ外れているんだという検証を行っており、検証の結果、少し手法を変えさせていただいて今回の人口推計を出しました。

大まかにお話しますが、例えば若者の流入が結構あるので、今後もその方々が子どもを産むであろうという女性子ども比を使っているので、お母さんになる年齢の方が多ければ多いほど子どもが生まれる人口がふえる。逆に、減っていけば合計特殊出生率が上がっても、お母さんの数が減るから子どもは減る。それでずっと子どもが減るという人口推計をしていました。出生率が下がっているのではなくて、産むお母さんの数が減るから出生数が下がる。実際は今若者の数がふえていて、うち、世田谷区は18歳から20代後半までが圧倒的な流入超過なのです。その影響があって人口がふえているし、子どもの人口がふえていると推測しています。今までは、3年間の平均を使い推計をしていました。例えば、直近の3年間若者の流入が前年比で1%多かった。2%多かった。3%多かったという、平均の2%を使って、今後も2%ずつ若者人口が伸びていくという推計をしていました。それをトレンド推計に変更しました。1%、2%、3%、直近の3カ年でふえ続けてきたら、きっとその翌年は4%ふえるだろう。さらにその翌年は5%ふえるだろうというトレンド推計にやり方を変えました。

これは国のやり方と違います。従来推計があまりにも外れるので、区がオリジナルで考えて実施しました。これが当たるかどうかの確証もないので、通常は10年、20年という期間の推計をしますが、今回は5年しか推計をしていません。短期的な観測に基づいて推計した結果、子どもの人口がしばらく伸び続けるという推計になり、これに基づいて算出したので需要量見込みが現行計画よりふえるというような状況でございます。

3点目。学童保育の話ですね。子ども計画の説明からになりますが、世田谷区では学童クラブで配慮が必要な方は除き、3年生までのお子さんをお預かりさせていただいています。国の指針では6年生まで見るべきだと言っていますが、区としてどうあるべきかを計画策定時に子ども・子育て会議に諮りました。世田谷区としては児童館や、プレーパーク等、大人の見守りがあるさまざまな地域の子どもの放課後の居場所があります。子どもが主体的に自分の居場所を選択できる歳は高学年ぐらいからであって、そのときに、学童という選択肢を大人が与えるのではなく、全員参加できるBOPという選択肢もある中で、地域の中から自分で選んでいただくという形で世田谷区はやっていかうと決めました。そのため、高学年の量の見込みは国の指示によって出していますけれども、確保の内容や需給ギャップを記載しておりません。

ちなみに、この現行計画との差ということであると、資料2－4で新旧の人口推計を比較しているのですが、ほとんどが就学前人口のずれで、就学後については計画策定時の人口推計がおおむね合っており、そんなに変化はしていませんでした。そのため、低学年はマイナス7、高学年は23と、わずかな増減にとどまっております。

最後に、就学児のファミリー・サポート・センター事業についてです。こちらにつきましては、計画策定時も同様でしたが、46031という需要に対して4700という供給をしていきますということで、需要と供給に10倍以上の開きがあります。これはニーズ調査の質問項目に問題があったと我々は思っています。国のひな形がございまして、一時預かりについて、日中何か用事があったときに子どもを預けたいですかという質問に、はいと答えた方に対して、どこに預けたいかを聞く形式になっていまして、その中でファミリー・サポート・センター事業に丸をした人の数と、年何日ぐらい、月何日ぐらい利用したいかという意向を使用して需要を出しました。

実は、8の一時預かりの需要量見込みを算出するときにも、同様の質問項目を使用しています。ただ、就学前は、どこに預けたいですかという問いに対する選択肢が、通っている幼稚園に預けたい、近くの保育園に預けたい、ほっとステイに預けたい等、ものすごく選択肢があります。なので、いろいろな選択肢に回答が分散されるので、ファミサポを選んだ人は数%にとどまっています。

それに対して就学児は、選択肢がありません。そうすると、預けたいと思った人は、他に選ぶところがないため、ファミリー・サポート・センターに丸をすることで、実態からは想定できない数値が出て46031という需要量見込みになっています。

27年度の確保の内容の行にあります2725というのが、9カ月間で預かった延

べ人数の実績です。9カ月の実績を12カ月に換算すると3600ぐらいになり、お
おむね前回の確保の内容がその数字に近いので、現行計画のままとさせていただ
きいております。

実態を少し申し上げると、小学生のお母さんからの利用申し込みが殺到し
て、提供会員が足りないために、預かりを断っているという状況ではありません
。どちらかというファミサポの現状も、就学前の利用申し込みのほうが一
倒的に多く、需要量見込みのつくり方に問題があったのではないかと認識して
おります。しかし、勝手に変えることができないので量の見込みはそのまま残
し、確保の方策を実態に合わせた数値とさせていただいたところです。

以上、4つの質問に答えさせていただきました。

会長 よろしいでしょうか。次の議事でも同じような議論が必要になってきますの
で、この議論を一度ここで閉じさせていただいて、次の議事に入らせていた
だきたいと思います。

(3) 保育の利用調整基準見直し検討部会の検討内容について

会長 それでは、次の保育の利用調整基準見直し検討部会の検討内容について、議
論に入らせていただきます。

これにつきましては、まず私から、部会長として要点をお話させていただ
いて、そして、事務局からの説明という形にしたいと思います。

この部会の検討内容は、支援事業計画の見直しの議論と非常に連動するところ
がありますので、私からは、議論しなければいけない柱となる部分を中心にお
話をさせていただきます。

保育の利用調整基準の見直しについては、年度内に結論を出さなくてもよい
ため、皆さんと時間をかけて議論していきたいと思っております。

この利用調整基準というのは、保育所が山ほどあって、誰でも利用できる状
態ならば議論する必要はないわけで、利用を希望している方や保育園に預ける
必要があると判断される子どもが多くいるにもかかわらず、定員が足りない状
況下で適切な優先順位を考えるということを前提にしております。

では、何を今、検討しなければいけないかというと、先ほどの事業計画の見
直しのところでもありましたように、保育所には、児童福祉施設と、ワークラ
イフバランスのための施設という2つの側面があります。ワークライフ balan
スの側面は、幼稚園に多様な一時預かりを担っていただくことによってニーズ
にこたえていける可能性がございますが、児童福祉施設としての側面は、福祉的
な措置が必要な子どもが入所できるように、支援の必要性が利用調整の指数に
反映されるような基準の見直しが必要になってきます。こういった、優先すべ
きものが入園できる基準づくりといったところが、検討しなければならない課

題として挙げられます。

また、利用調整基準として考えるべき基準は、待機児童が解消されたときには基準そのものを見直すというように、いわゆる臨時的なものとしてこれをつくるということも、まず考えてみる必要があるだろうと思います。

それは、この整備のところにかかわってくるということを申し上げましたけれども、例えば、毎年、1000から2000ぐらいの保育の量を確保していくわけですから、この時期に児童福祉課題を抱えている家庭への支援も、整備をすることが必要なのではないかという意見も出されています。つまり、一旦就労支援という形で保育が整備されてしまいますと、そこから児童福祉課題の子どもを入れていくと、それは特別に配慮を必要とする子どもたちという枠組みの中で入っていきますので、特別な配慮が必要なわけではない、あるいは、特別な配慮が必要だとは思われたくないということで、なかなか支援につなぐことが難しくなっていく子どもや子育て家庭がふえていきます。

今この時期だからこそ、保育の中に児童福祉的な課題を持つ家庭の支援を緊急的にでも入れ込んでいくことを考えたほうがいいのではないかとということも話の中に出てきております。その際には当然ですが、この13事業のほかの事業との関係性の中で、改めてこの保育の整備、具体的には、例えば障害のある子どもたちをどう受け入れていくのか。あるいは、家庭的な課題を抱えている子どもたちをどういうふうに受け入れていくのか。あるいは、先ほどもありましたけれども、保護者が育児不安等を抱えている子どもたちをどのような形で受け入れていくのか。こういったものに対して特別な仕組みをつくるという方法もあるのではないかと。こんなことも議論の中に出てきています。

私たちが考えるときに、後で事務局からご説明がありますがけれども、今、世田谷区に子育て中の保護者の方々が多く転入をしてきています。転入者の中には、周囲で兄弟加算を取りやめていく自治体が多い中、世田谷区では引き続き兄弟加算を行っているため、1人目の子どもを世田谷区の中で預ければ、次の子どものときに加算点が入るということで、兄弟加算を目当てにしている方もいるかもしれません。もし仮に世田谷区がそれをやめるとすると、こういった世帯は2人目、3人目を安心して産むことができなくなっていくますから、兄弟加算がある他の自治体に引っ越すのかもしれません。

このように、保育のニーズは入所の利用の調整基準によってかなり変化していくのではないかと。大きく影響を与えていくものになっていくだろうということが想像できるわけです。

急増している保育ニーズの中で児童福祉課題に対応するときには、今までの保育のように、フルタイムで子どもを預かるという形で考えるのか。あるいは、諸外国がやっているような短時間、あるいは、一時的な保育という形で具体的

な保育のあり方を継続して支援していくような形に切りかえていくのか。そんなことも利用調整基準というところから関連してお話があったことを申し上げておいて、そして、具体的にどんな検討をしたかということについては事務局からお話をいただきたいと思います。

事務局

資料3ということで、報告をまとめさせていただいております。

今、部会長からお話がありましたように、限られた保育所の定員の枠をめぐりまして、毎月入園選考をしておりますので、区にも日々、メールや窓口、電話等で指数に関する多数の声が寄せられています。まずは指数のつけ方についてのご質問があって、次は、つけ方がおかしいというご意見を、日々頂戴しております。そういう中で、やはりこれは検討しなくてはいけないだろうという課題が、これまで幾つか挙がってきておりますので、1回目の部会では、そういうことを中心にご議論をいただいたところです。

資料3にありますように、要旨や検討内容等につきましては、今、部会長からお話があったとおりでございまして、その中で、(3)検討内容④の優先すべき者が入園できる基準づくりということで、こういったことも、やはり考えていかななくてはいけないのではないかというお話をいただいております。

それから、裏面のii)になりますけれども、優先という場合に何を優先するかということで、今はどちらかというと、週40時間のフルタイム就労と言われる方が優先される形になっていて、それが社会の求める基本的な生活パターンなのかもしれませんが、実際問題としては、そうではない方もたくさんいらっしゃるわけで、本当にそれでいいのかどうかを今、考えていかななくてはいけないというご意見が出ました。また、iii)では、新制度で始まりました地域型保育事業に入園されている方が、2歳から3歳に進級する際に、連携施設がない場合は20点の加点をしております。従来からあります認証保育所や保育室を利用されている方は従来どおり6点の加点であるため、大きな差がついており不公平だということで、議論の対象になっております。

v)絶対値にとられない指数というのは、いわゆる10代の出産等は、通常のポイントのつけ方でいったら、ほとんどが入園できないような指数となってしまう家庭なので、今、部会長からは、児童福祉課題を抱える家庭の支援という表現をいただきましたけれども、旧来の措置的な要素、まさにそういったことも考えなくてはいけないのではないかというご意見をいただきました。

v)早生まれの子どもということで、これは事務局から出させていただきました。先ほどからゼロ歳児の新規の申し込みや、入園の利用率等の話が出ておりましたけれども、4月の入園という学校の制度に合わせた方法をとっていますので、1月末から3月に生まれた、いわゆる早生まれのお子さんは、4月入園への申し込みができない方も多く、できたとしても枠が少ない状態での申し込み

みとなり不公平だということで、そういったことへの対応は考える必要があるのではないかとこのことを提案させていただいております。

あと、先ほどもありましたvi)兄弟の加算ですね。未就学児で同時に申し込むか、未就学のお兄ちゃん、お姉ちゃんがいて保育園を利用している場合世田谷区は5点の加算としていますが、ほかの自治体ではこういった加算をなくして、1人目のお子さんと同じテーブルで選考する方法が広がっているようです。こういったことはどうなのかというような議論がされたところです。

資料3-1は、今挙がっている8つの検討課題を、一覧表にさせていただいたものです。左から課題の項目、区の現在の対応の仕方、課題等を記載しております。1回目の部会ということもありまして、保育所の整備の方法や手法、整備の内容等の議論に多く時間が割かれまして、1回目はどちらかというと課題の確認と、ご意見を頂戴した状態でございました。

会長
委員

それでは、皆さんの中からご質問やご意見をいただきます。

意見というか、親たちの現状ということでお伝えをしたいと思います。

まず、兄弟ポイントですけれども、これができてきた経過というのは、親たちの中から、2人目が入れないということになると、1人目を預けていても結局仕事をやめざるを得ない、あるいは、別々の園になってしまった場合、それが近い園でしたらよいのですが、すごく離れているとものすごい負担が大きくなり、それで体を壊す人がいたりして、親の間で大きな問題になったことによりまして。そういった声を親の会から国へ伝えていたのですが、あるとき厚生労働省から、なるべく兄弟同園にするようにという通知が出たことを記憶しております。

ですから、今、ここまで保育園に入れない状態になってしまうと、この兄弟加算のために第1子が入れないという、大変悲惨な状況になっていまして、私の中では、もう待機児童対策をとにかく進めるしかないのではないかと思います。ここで兄弟ポイントをなくしたりしたら、また大きな悲鳴が上がることはおそらく間違いなくて、その辺をどういうふうに調整するのかというのは、かなり慎重に考えたほうがいいと思っております。

それから、誰を優先するのか、長時間就労が優先でいいのかというのは、まさに私もそう思いますし、子どもの福祉を非常に大切に思う立場からは、その点については共感いたしますけれども、ただ、今、例えば会社勤めのダブルインカムで、2人ともフルタイムという形ですと、所得は当然高くなっていきますので、非常に安定した家庭であり、優先順位は低くてもいいのではないかと思います。今、標準的な保育所利用モデルはそういう家庭なのですが、そういう家庭が、例えば保育園に入れなくて一方がやめざるを得なくなったときには完全に片働きになる。そのときに、ご主人あるいは妻

の稼ぎ一本で大丈夫かどうかということや、今、安定している家庭が、逆にリスクのあるところへ落ち込んでいくというおそれもありますので、安定しているから後回しでいいかというとは必ずしもそうとも言えないので、非常にここも慎重な判断が要求される場所だと思います。より切迫している方を優先しなければいけないということは確かなのですが、フルタイム、ダブルインカムの家庭が安定しているのではないか、そんなに困っていないのではないかという見方をされると、当事者たちの間からは違和感が出てくるだろうと思います。

いろいろ相談を受ける中で、保育園が児童福祉施設なのはわかりますが、でも入りたいのですと、所得のある程度ある、サラリーマンのダブルインカムの方から切実に訴えられる。入りたいというか、入れなくては困るのですということ切実に言われることがありまして、そのうち、なぜ保育園は児童福祉施設なのですかというような不満につながっていく場合もあったりして、その辺、非常に全体を見ている者としては危うい感じを持っているというのは実際のところですよ。どちらにしろ、どちらかを立てればどちらかが立たずといった話で申しわけないのですが。

あと1つ、先ほどの整備計画を拝見いたしますと、あの計画どおりに整備できれば1歳児には余剰が発生するという見通しになっているわけですよ。もしこれが本当だとすれば、この利用調整を一生懸命やっているうちに、もしかしたら入りやすくなるかもしれない。この優先順位というのは必要悪で、こんなに待機児童がいるからこそ、こんなに悩まなければいけないわけで、先ほどの話にもありましたが、整備計画の進捗状況とのにらみ合いのようなものも必要だろうと思っています。

私の意見としては、1歳児にあきが出る見通しがあるならば、早急にそれを利用者に知らせて、安心して育休を取得できるということを保護者たちに知らせる必要があると思います。保護者は今、ゼロ歳児で復帰を強要されていると感じている人がふえてきています。つまり、保育園の入園事情のために育児休業を切り上げているという思いになっている人がふえてきていますので、供給状況として安心して育休をとれることがある程度見通しが立つのであれば、なるべく1歳まで育休をとるように誘導する広報をしていくことも必要で、そうすれば優先順位で競い合うということも少しは和らぐのではないかと思います。これを期待しつつ、私の意見とさせていただきます。

委員

施設整備が進むとともに保育士不足のことが言われており、渋谷のハローワークでは求人倍率が、1人の保育士に対して30倍であるという話も聞いております。実際に保育士が非常に不足していて、保育士を確保できず開店休業のようなところもあると聞いています中で、ぜひ保育士に対する職場復帰のための加点を検討していただきたい。これをずっとやってほしいというわけではなく

て、この状況が解消されるまでの時限で結構ですので、何とか、とにかく保育士が一人でも確保できるような対策を考えていただきたいと思います。

委員 兄弟ポイントのことが話題に出ているので、今、多胎に対するバックアップ制度がないので、兄弟ポイントに含まれていると思うのですが、多胎だけは少し状況が違うので、何か家庭的にリスクが高いということで、別の項目でバックアップの制度があるのならいいですけども、そこが抜け落ちないようにしていただけるといいと思いました。

あと、保育の話ばかりになってしまうのですが、ぜひ私立幼稚園の皆さんにこの状況を理解していただいて、一時預かり等、何かもう少し動いていただけるといいなというのを本当に思っていますので、ぜひよろしくお願いします。

委員 表の⑦の保育士等の優先利用のところですが、児童施設だと、保育所だけではなくて幾つかの施設があり、それぞれの施設でかなりの人材が必要になるのですが、やはりなかなか子どもを預けられないので職場復帰が遠のいている状況もあって、それはどこも同じだと思うので、もちろん必要な方をきちんとお入れするということが優先かと思えますけれども、あわせてその辺ももう少し広げて、具体的に児童福祉事業のところも含めながらお考えいただけるとありがたいと思いました。

委員 区立幼稚園でも預かり保育というものをやっているのですが、それが実は1カ月単位での申し込みなので、この日に小学校の行事があるから利用したい等、ピンポイントでの利用が、はっきり言ってできない状況です。また、保育園の預かり保育とは全然タイプが違うもので、管轄が違うかもしれませんが、そういうところも一緒に整備していくことで、待機児童の解消につながっていくたかなというのは感じております。

会長 今までの話の中で、事務局から少し補足しておくことはありますか。

事務局 先ほどお話がありました、1歳児以降、計画上、余剰が出るという話。先ほどの議事2の参考資料1の裏面のところですよね。今後4カ年の計画が書いてありますが、これで見ますと、いわゆる3号の1、2歳というのが28年度には需給のバランスがとれる形になり、29年度には余剰が生じる。だから、30年4月には、これで単純に見ると、1、2歳の待機児が解消されることになるのですが、これもよく見ますと、認可外保育施設ということで、認証保育所や保育室でお預かりしている人数も1695入っております。実際はこの部分は利用調整を区が行っていないくて、個別に施設と契約することになっていますので、1歳が利用調整の必要がなくなるというわけではありません。

それと、もう1つ問題になってくるのは、利用者が個別に契約をしている認証保育所や保育室についてです。新制度の対象外になっているわけですがそれでも、そういったところの利用のあり方が旧来のままでいいのかどうか。もう少

し区が利用に際して、関与する必要があるのかどうか。それから、保育料の決め方が全然違う方式でやっていますので、今は、所得に応じて後から保育料の一部を補助するというやり方をしていますけれども、保育料の水準をもう少し認可と合わせる必要があるのではないかと。そういった問題も同時に、区としては考えていかななくてはならないと考えております。

幼稚園の預かり保育、特に私立幼稚園の預かり保育につきましては、今年度から拡充を図りまして、3園ほど拡充をしております。区が独自に上乘せする形で、なるべく夏休みや春休みの期間も一定の日にちやっただく、午後もう少し遅くまでやっただく、という条件を上乘せして、従来7園が実施していましたが、今年度10園にふえております。そこをもう少し私立幼稚園の先生方とお話しまして、もう少しこういった条件であれば自分のところもやれるという声も多くいただいておりますので、引き続き拡充に向けて頑張りたいと思います。また、区立幼稚園も従来は2園しか実施していなかったのですが、6園ぐらいに拡充してきております。今、認定こども園もあわせ、9園あるのですが、順次拡大していく予定です。

会長 要するに、通常登録のような形で実施する預かりではなくて、スポット的に使えるような形の保育があれば、もう少し柔軟な形でやれるのではないかと。いうことですね。

委員 なぜ幼稚園に預かり保育をお願いしたいかという点、感覚として、現在幼稚園に子どもを預けていて、延長して預かってもらえたら保育士として復帰できる人がたくさんいるというのが、地域で子育て支援をしていると見てとれるからです。短時間の幼稚園へ行っている間だけの働きという形で地域子育て支援拠点の、ほんとステイ等に協力してくださる保育士さんがたくさんいるのです。世田谷区においては、幼稚園に子どもを通わせながら限られた時間の中でも復帰したいと考えている保育士も数多くいると思っているので、ぜひお願いしたいなと思っています。

事務局 幼稚園は幼稚園の考え方があると思いますが、預かり保育については、幼稚園の団体ともお話はさせていただいています。幼稚園に預けて短時間働きたい等、親のニーズが変わってきているので、待機児対策としてやってくださいということではなくて、親の多様化するニーズに応えるためということで、幼稚園も協力してくださいねというお話は理事の方にもお願いしています。

今までは待機児対策でやってくださいというふうに区からお願いしていたので、そこのすれ違いもあったかもしれませんが、区民のニーズに合わせてということで少し話もしていきたいと思っております。

今回新しい制度ができて、幼稚園にも協力していただいておりますので、9月には幼稚園の中でも研修会をやって、実態はこのように実施していますとい

うお話もしたいと考えております。

委員

今、報告していただいたとおりですけれども、幼稚園の中でも新しい制度について、まだ周知が徹底されていないというのが実情ではないかと思っております。その辺のところを実際に実施している園から話を聞きながら、どういふうにすればやれるのかということを今後検討していきたいという状況であります。

ただ、一方で、また一時預かりということで時間を広げていきますと、幼稚園でも同じように人手不足の問題は生じてきます。なぜかといいますと、ご存知のように、保育士と幼稚園教諭は同じ免許を持っている人がほとんどですので、保育士に人を取られてしまうと、幼稚園が今度はいざというときに人が足りなくなってしまう。そういう状況にもあります。その辺の問題も課題として抱えている中で、今後できる限りのことをやっていきたいと思っております。

先ほど言われましたけれども、保育所と幼稚園の働きは違うという考えを幼稚園では持っておりますので、幼稚園が待機児対策のためにああしろ、こうしろと言われるのは、そうではないよという感覚はあります。しかし、今おっしゃられたように、社会的なニーズというものが時々刻々と変化していつていることを幼稚園も捉え直して対策を考えていきたいと思っております。

会長

ありがとうございました。

ほかになれば次の議題に行きたいと思います。

(4) 児童相談所移管に関する動きについて

事務局

私からは児童相談所の移管に関する動きについてご報告させていただきたいと思います。

児童相談所移管に関します動きとしては、区の子ども施策に関する非常に大きな動きとなりますので、ぜひ皆様とも情報共有をしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、その後に、区で受けております虐待相談件数などにつきましても資料でご報告させていただきたいと思っております。こちらについても先ほどもお話が出ておりますけれども、さまざまな検討の中で基礎の資料になるかと思いますので、共有できればと思っております。

では、まず、「資料4」と記載の資料をごらんいただきたいと思います。

こちらは、少し前になってしまいますけれども、5月26日に区議会の常任委員会に報告をさせていただきました資料です。こちらの1を見ていただきたいのですが、今回、ことしの1月から6月までの国会で児童福祉法の改正法案が提出されておりました。こちらにつきまして、5月26日の時点では、まだ法案が提出されて審議を行っている最中でしたが、この5月26日の翌日、5月27

日にこの改正法案が可決されまして、6月3日に公布をされております。こちらですけれども、23区が児童相談所を設置できる規定が加えられた法案となっております。

これまで23区ではこういった児童福祉法改正の動きなども見据えながら、23区一体で東京都からの児童相談所移管に向けてさまざま検討を進めてきましたけれども、今回の法改正は手挙げ方式となっております。希望する区については設置ができるといった規定となっております。この施行につきましては来年の4月となっております。

2の特別区長会の検討状況になりますが、こちらにつきましては、次のページの別紙を見ていただきながらご説明させていただきたいと思っております。

まず、こちらで4月15日の区長会総会の資料がついておりますが、こちらは法案が提出された直後の区長会の総会で、当面の対応について23区で確認した内容となっております。

1つ目の丸にありますように、改正法により国が5年間を目途に児童相談所の設置に係る支援等の必要な措置を講じるとしておりまして、それまでの間に準備が整った区から順次、児童相談所設置を目指していくこととなりました。それから、もう1つ、この改正法が成立後は速やかに、これは東京都との交渉が必須となりますので、東京都に対しまして希望する特別区への円滑な移管が行われるように連絡調整体制を整えていく。そういったところを4月15日の区長会総会で確認をしております。

裏面をごらんください。その翌月の5月16日の区長会の総会で、また、当面の対応ということで、23区全体で確認をしているところでございます。1つ目としまして、児童相談所の移管を希望する区の実施としまして、過去、平成25年度、26年度に特別区が一斉に東京都から移管を受けた場合を想定しまして、移管モデルというものを検討しておりました。その移管モデルの具体化の検討を平成26年度に行っておりますが、そちらについて今回の法改正の内容を踏まえて改めて調整を行いますとともに、何年度に区として児童相談所を開設するかといったスケジュールを含めたロードマップを作成するということで確認をしております。また、各区が定めますロードマップ等を取りまとめまして、23区としまして全体のロードマップを作成することを確認しております。

それから、2としまして、都との協議体制でございますが、改正法が成立するまでの間、都と協議体制等について調整するとともに、法が成立した段階で直ちに移管準備のための都区間の連絡調整体制を整備し、移管に向けた準備を進めるとしております。

それから、3つ目としまして、区長会の検討体制ですとか、これらロードマップの作成や、都との協議を行うため、連絡調整会議を設置する。そういった

ところを確認しております。

この後、本日の資料にはつけておりませんが、6月16日に、また区長会で総会がございまして、東京都と具体的な調整をするため、ロードマップについて、ことしの9月末までに各区で取りまとめて、区長会に報告をすることになっております。また、9月末までに提出されたものをもとに、特別区として取りまとめまして、11月に23区全体のロードマップを定めていく。そういったことで確認をしております。

資料4の1枚目に戻っていただきまして、3になります。こうした特別区としての考え方、法の改正、動きを踏まえまして、区としては法改正後、速やかに移管に向けた準備を始めるということで、まさに法が改正されましたので、今現在、移管に向けて準備を進めているところでございます。移管に向けましては、非常に重い案件を扱うような取り組みになりますので、例えば児童福祉士でありますとか児童心理士など、専門的な人材が必要となっております。そういった人材の確保や育成ですとか、区の中には一時保護所がございませんので、一時保護所を区単独で設置するのか、また、23区共同で設置するのか、それとも、東京都から移管を受けた場合の財源の課題、それから、児童相談所を持つことで、都からそのほかにも14の事務が移管をされてくることがございますので、そうした多くの課題があります。こういったところについても今後調整をしていかなければなりません。そういった課題があるという状況ではございますが、区としましては、基礎的自治体として、世田谷の子どもは世田谷が守るという強い意志のもと、児童相談所と子ども家庭支援センターを区が一体となって、一元的かつ総合的に児童相談行政を実現するために移管を受けていくということで、現在検討を進めている状況でございます。

それから、その次の3枚目からの資料でございますが、児童相談所は虐待、それから非行など、そういった相談を扱っておりますけれども、区におきましても子ども家庭支援センターが区内各総合支所にございまして、5つの子ども家庭支援センターがそれぞれ、虐待の相談を受けております。昨年度の実績につきまして情報共有ということでご報告させていただきたいと思っております。

まず、上段に記載しております相談の件数につきましては、平成27年度の全体の数字として、右側に1509件とございます。これは前年度と比べまして162件ふえているということで、年々相談件数がふえている状況にあります。

その下を見ていただきますと、虐待相談件数のうち、その内訳、内容別の件数の推移を記載してございます。こちらでは身体的虐待、ネグレクト、性的虐待、心理的虐待の4つの区分でそれぞれの内訳を示しておりますが、世田谷区におきましては心理的虐待が非常に多い状況が特徴でございます。こちらを見ていただきますと、半数以上が心理的虐待という状況になっております。

その下に参考としまして全国の市町村の平均を記載しておりますが、そちらと比べましても心理的虐待の件数が多いことがおわかりになるかと思います。

続きまして、次のページの上段でございますが、主たる虐待者の推移ということで記載しております。こちらを見ていただきますと、実母からの虐待が一番多い状況となっております。

また、その下の表を見ていただきたいのですが、年齢構成の推移ということで記載してございます。こちらを見ていただきますと、割合としましては、小学生のところが虐待を受けた子どもの割合としては一番多いのですが、それは、ゼロ歳から3歳未満と3歳から就学前を2分割しているためです。この2つを合計すると393件になり、年齢別でいきますと、やはり就学前が多い状況となっております。

これは余談になりますけれども、全国的には虐待における死亡事故の事例ではゼロ歳が一番多い。ゼロ歳が4割を占めている状況もありますので、やはり低年齢児が虐待を受けるのが非常に多い状況もあります。これは事業の紹介になりますが、この7月から世田谷版ネウボラということで、妊娠期面接を総合支所で行うとともに、地域、医療とも連携しながらネウボラの取り組みも始めた状況でございます。

次のページを見ていただきますと、虐待相談の経路別件数の推移を記載しております。こちらを見ていただきますと、家族、親族からの虐待相談が一番多い状況になっておりまして、次いで近隣・知人となっておりますが、特徴的なのは、全体としても相談の件数がふえている中で、例えば保育所ですとか医療機関、学校、児童委員などの関係機関からの相談の件数も27年度についてはふえております。そういった形でさまざまな子どもを取り巻く機関におきましての気づきの感度も上がっているのではないかと認識しているところでございます。

以上、簡単ではございますが、児童相談所移管に関する動きと区における虐待の相談件数についてご報告させていただきました。

会長

このことに関してご質問やご意見、ございますか。よろしいでしょうか。

今後も各部会等いろいろあると思いますので、ご協力のほどお願いしたいと思います。きょうは本当にありがとうございました。

では、事務局にお返しいたします。

事務局

本日は貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。

最後に、事務局より2点ほどご連絡させていただきます。

1点目は、本会議の議事録について、前回同様に完成しましたらメールで送

らせていただきますので、ご確認をお願いいたします。

2点目は、次回の会議の日程でございますが、10月の下旬を予定しておりますが、この場で調整はできますか。

〔 日程調整 〕

事務局 10月21日か28日、この日程で調整させていただきます。会場は後ほど、決まりましたらお知らせいたします。

これからまた部会等もありますので、皆様には夏のお忙しいところ、ご協力いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして第2回子ども・子育て会議を閉会いたしたいと思います。長時間にわたりご議論いただきまして、ありがとうございました。